

相模原市休日部活動地域展開方針 (案)

相模原市

目 次

項目	ページ
1 はじめに	1
2 地域展開に至る背景と本市の現状	1
3 本市の目指す姿(基本的な考え方)	3
4 地域クラブ活動の運営体制	3
5 さがみはら認定地域クラブ活動	4
6 指導者の確保と資質の向上	5
7 地域展開に向けた休日部活動の拠点化	6
8 その他	6
9 実施スケジュール	7
10 地域展開後の取組	7

Ⅰ はじめに

相模原市休日部活動地域展開方針(以下「本方針」という。)は、休日部活動において、本市の中学生が将来にわたり継続してスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を確保するために策定するものです。

本市では、部活動の地域展開に向けた検討に当たり、令和6年4月に、有識者やスポーツ・文化団体の代表など14名の委員で構成される「相模原市部活動地域移行審議会」(以下「審議会」という。)を設置し、約10か月間にわたり計9回の会議を通じて議論を重ねてきました。

令和7年4月、審議会からの「市立中学校等における部活動地域移行の在り方について(答申)」では、生徒の利益を守ることを最優先とし、「生徒のスポーツ・文化芸術活動をする機会がこれまで以上に保障されている」状態を本市が目指す姿(理念)として掲げています。

この答申で示された「目指す姿を実現するための必要な状況」を実現するため、答申内の「市に取り組んでいただきたい事項」を具体的な制度として構築し、生徒が将来にわたり豊かな活動の機会を享受できる環境を地域全体で創り上げることが必要です。

本方針では、これまでの部活動が果たしてきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で子どもたちを支える持続可能な「地域クラブ活動」への展開を目指します。

なお、平日部活動については、国の動向や部活動の状況を踏まえながら在り方を検討するものとし、当面の間は学校単位での部活動を継続するものとします。

2 地域展開に至る背景と本市の現状

(1) 国の動向と部活動改革の必要性

急激な少子化の進行により、従来の学校単位での部活動の維持が困難になっていることを踏まえ、国の部活動改革では、スポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支えることで、将来にわたって生徒の豊かで幅広い活動機会の確保・充実等を図ることを大きな目的としています。また、部活動改革に当たっては、教師の多忙な勤務の状況に鑑み、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進を図ることなどについても考慮することが必要であると示しています。

そうした中、国は、令和7年12月に新たに「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和8年度から令和13年度までを「改革実行期間」と定め、この期間内に、原則として、休日部活動について地域展開の実現を目指すこととしています。

(2) 相模原市における部活動の現状

本市の市立中学校等(以下「中学校」という。)における生徒数は、平成26年度の17,880人に対し、令和7年度には15,841人に減少しており、令和10年度の推計では、15,092人まで減少する見込みです。また、部活動加入率は、平成26年度の83.7%に対し、令和7年度には77.6%に減少しており、令和10年度の推計では、77.2%まで減少する見込みです。

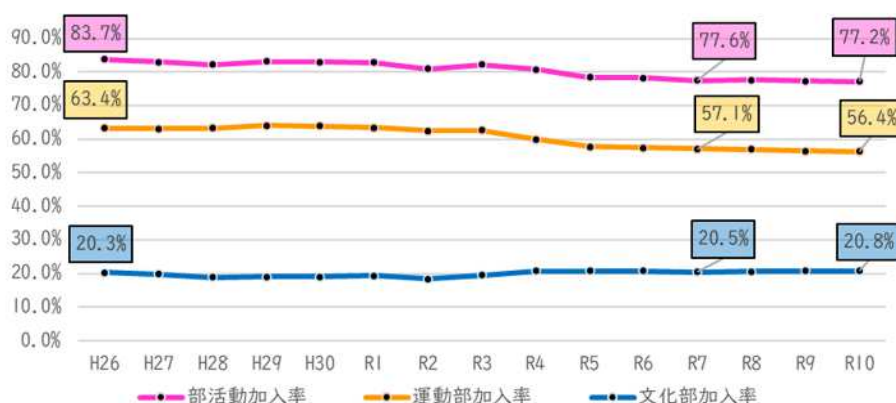
また、部活動の機会の格差については、中学校間での部活動の選択肢の差が顕著であり、選択肢の多い中学校では14又は15部活に対し、選択肢の少ない中学校では2部活(男女ソフトテニス部のみ)となっており、中学校間で不均衡が生じています。

また、教員の負担について、令和6年3月に実施したアンケートでは、75%以上の教員が部活動による休日の負担が大きいと感じている一方、部活動指導に情熱を持っている教員もいることから、教員が自身で指導を希望する・しないの判断を行い、教員と生徒双方にとってより良い環境を整備していくことが求められています。

【生徒数と部活動加入者数の推移】 各年5月1日時点 ※R8以降は推計



【部活動加入率の推移】 各年5月1日時点 ※R8以降は推計



3 本市の目指す姿(基本的な考え方)

「2 地域展開に至る背景と本市の現状」を踏まえ、休日における生徒のスポーツ・文化芸術活動を、部活動から地域クラブ活動へ展開します。

本市の目指す休日部活動の地域展開後の姿は、審議会からの答申を踏まえ「生徒のスポーツ・文化芸術活動をする機会がこれまで以上に保障されている」こととします。

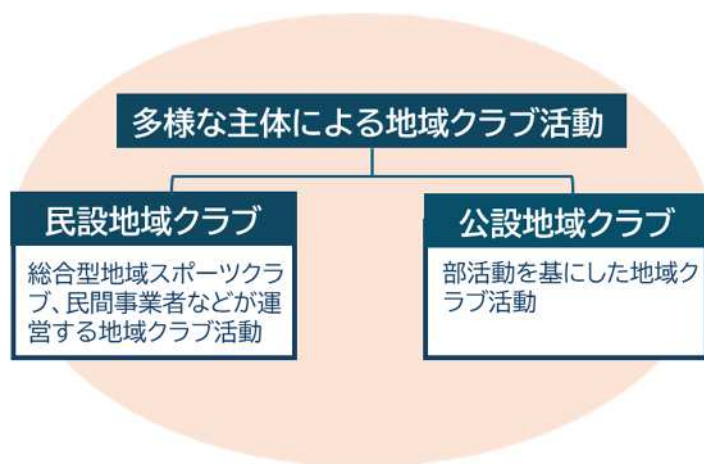
答申において、「目指す姿」の実現のために必要とされる具体的な状況は、「スポーツ・文化芸術活動の機会が確保されている」、「高い資質を有する指導者が多く確保されている」及び「生徒の志向に合った選択肢が用意されている」という三つの柱で整理されています。また、適正な受益者負担の下、地域クラブ活動の運営経費を徴収し、指導者に対して対価を支払うこと等、実費による運営が求められており、バランスのとれた持続可能な仕組みづくりを行う必要があります。

4 地域クラブ活動の運営体制

地域クラブ活動で想定される担い手は、地方公共団体、総合型地域スポーツクラブ、民間事業者、NPO法人、大学など様々です。市では、より生徒の活動の選択肢が増え、活動の幅が広がるよう、民間運営による魅力的な活動を実施する「民設地域クラブ」を増やす取組を行います。

また、休日部活動の地域展開時においては、市内全域を民設地域クラブのみで地域クラブ活動を展開することは困難なため、「民設地域クラブ」に加え、市が部活動を基にした「公設地域クラブ」を整備し、生徒の活動機会を保障します。

【相模原市における体制】



5 さがみはら認定地域クラブ活動

(1) 認定の目的

地域クラブ活動の目的は、学校教育の一環として行われてきた部活動の教育的意義を継承・発展させ、中学校と地域が連携して子どもたちの健全育成を図ることとします。

(2) 認定制度について

市が定める認定要件を満たした地域クラブ活動を「さがみはら認定地域クラブ活動」(以下「認定地域クラブ活動」という。)として認定します。認定期間は最長で3年間とすることにより、地域クラブ活動の質と安全性を確保します。

市は定期的なヒアリング、現地確認(モニタリング)等により、取組状況などを適宜把握し、必要な指導、助言等を実施するとともに、不正があった場合等には認定取消しを行います。

なお、市が整備する公設地域クラブは、認定を受けたものとみなします。

(3) 認定の区分について

認定地域クラブ活動は、「認定地域クラブ活動Ⅰ型」及び「認定地域クラブ活動Ⅱ型」とし、認定の区分については、活動日・活動時間により決定するものとします。

(4) 活動日・活動時間、活動場所について

活動日・活動時間は、次のとおりとします。

【認定地域クラブ活動の区分】

区分	活動日	活動時間
認定地域クラブ活動Ⅰ型	休日のうち1日	3時間程度
認定地域クラブ活動Ⅱ型	休日2日	各日4時間まで

どちらの区分においても、週当たりの活動時間は、平日部活動の活動時間を含めて11時間以内とし、公設地域クラブにおける活動は、認定地域クラブ活動Ⅰ型とします。

活動場所は、中学校施設に加え、公共のスポーツ・文化施設、社会教育施設及び民間事業者等が有する施設とします。市は、認定地域クラブ活動が、中学校施設を優先的に利用できる仕組みを整備します。また、中学校施設へのキーボックスの導入等により、教員等の立会い無しで施錠等ができる環境の整備を検討します。

(5) 参加者について

認定地域クラブ活動の参加者は、原則、相模原市内在住・在学の中学生(以下「市

中学生」という。)とし、参加者の選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れることとします(競技力強化の目的で生徒を集めることは認められません。)

主な活動の参加者が市中学生である場合には、他の参加者(小学生・高校生・地域住民等)が活動に参加することを妨げません。

また、参加者の移動手段について、活動場所によっては、広域での移動が想定されることから、保護者の了承を得た上で車両(自転車等)での移動を認めることとします。

(6) 保険の加入、事故等のトラブル対応について

認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体(以下「クラブ等」という。)は、参加者や指導者等の怪我等を補償する保険に加入することとします。

また、活動中の事故、トラブル等の対応を含む管理責任は、クラブ等が負います。

(7) 会費等について

持続可能な認定地域クラブ活動を展開するために、指導者指導料など地域クラブ活動の運営経費は受益者負担(参加者からの会費制)とすること、また、経済的な理由等により、認定地域クラブ活動への参加が困難な生徒の保護者の負担を軽減するための支援を検討します。

(8) 大会等への参加について

クラブ等は、各種大会、コンクール等への参加について、大会主催者と連携を図り、生徒の出場機会が確保されるよう取り組むこととします。また、大会主催者から大会運営への協力依頼があった場合には、積極的に関わり、協力するものとします。

6 指導者の確保と資質の向上

(1) 指導者バンクと配置

市は、認定地域クラブ活動において、指導者の資質の確保を図るため、指導に当たり必要となる要件を示し、当該要件を満たす指導者を「さがみはら認定地域クラブ活動指導者」(以下「認定指導者」という。)として登録します。

また、クラブ等は活動を行う際に、認定指導者を原則2名以上配置することとし、市は認定指導者の確保に向けた取組を実施するとともに、クラブ等が認定指導者を適切に配置できるようにするため、認定指導者のリスト(以下「指導者バンク」という。)の作成・管理を行います。

(2) 研修の実施

市は、認定指導者等に対し必要な知識・技能に関する内容の研修(中学生期の発達段階、安全管理(救命救急・熱中症対策)、個人情報保護、コンプライアンス(暴力・暴言・

ハラスメントの根絶)等)を実施します。

(3) 教員等の兼職兼業

認定地域クラブ活動の運営や指導等に係る業務に従事することを希望する教員等は、任命権者に対して兼職兼業申請を行います。

任命権者は、兼職兼業申請を受理した際は、関係法令に基づき許可をし、当該許可を受けた教員等は、クラブ等の活動に従事するものとします。

7 地域展開に向けた休日部活動の拠点化

(1) 集約・拠点化

中学校の部活動では、競技に必要な部員数を確保できない等の課題に対し、2校以上が合同で活動する「合同部活動」や、拠点となる中学校の部活動に他校の生徒が入部できる「拠点校部活動」が実施されています。

地域展開に向けて、市内全域で生徒の活動機会を確保するため、生活圏、中学校間の距離、生徒数等を考慮し、エリアごとに休日部活動を集約・拠点化します。

原則として、生徒は、集約・拠点化した中学校の休日部活動に参加することとします。

(2) 地域展開

集約・拠点化した休日部活動の体制を基に、休日部活動の地域展開時に「公設地域クラブ」を整備します。

8 その他

(1) 専用ウェブサイト等について

ア 専用ウェブサイト

市は、認定地域クラブ活動の情報(活動内容、場所、会費等)を一元化して発信し、生徒が自分に合った活動を選択しやすくします。

イ ICTツールの活用

市は、中学校・保護者・クラブ等間で欠席連絡や活動状況等を円滑に共有できるデジタルツールを導入します。

(2) 民設地域クラブ設立・継続支援について

民設地域クラブの設立に当たり、市は、設立に係る窓口相談、規約等作成支援、広報活動の協力等のほか、安定的なクラブ運営に向けた伴走的な支援を行います。

また、指導者バンクを活用した人材のマッチングを行います。

(3) 相談窓口の設置について

認定地域クラブ活動に関し、トラブル等が生じた際の生徒、保護者、認定指導者等が利用できる相談窓口を設置します。

9 実施スケジュール

令和9年度

- ・地域クラブ活動の認定等についてまとめた「相模原市休日部活動地域展開ガイドライン」を9月までに策定します。
- ・部活動のチーム交代のタイミング等を捉え、9月から休日部活動の拠点化を行います。

令和10年度

- ・休日部活動の拠点化について課題を整理し、スムーズな地域展開に向けて準備・事前周知を進めます。

令和11年度

- ・9月から休日部活動を原則一斉に地域クラブ活動へ地域展開することを目指します。

10 地域展開後の取組

市は、関係者で構成する会議体を設置し、地域展開後の課題等について検討を行い、より良い地域クラブ活動となるよう努めます。

また、国の動向等を踏まえ、必要に応じて本方針の見直しを行います。